

業務仕様書

1 総則

この仕様書は、京都府立植物園一般廃棄物等の収集運搬及び処理業務に適用する。

2 業務

(1) 業務内容

業務は次に示すとおりとし、京都府立植物園担当者(以下「担当者」とする。)の指示事項等を十分確認して適切に作業を行うこと。

また、業務の実施に当たり、契約書等に定められた事項並びに業務実施上に関連する法令を遵守するとともに、本仕様書に従って作業を実施することとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、別途担当者とすみやかに誠実に調整すること。

- ① 一般廃棄物等は法定の処理許可施設に収集運搬し、適正な処理を行うこと。

(運搬先の処理施設については、事前に植物園に通知すること。)

- ② 一般ゴミ(塵芥等)は、保管場所(コンテナ)からパッカー車に積替えて処理施設に運搬すること。

- ③ 植物ゴミ(剪定枝、幹、竹、つる、根株等)は、コンテナを植物園が指定する場所(バックヤード内)に常時設置し、満杯によるコンテナ交換の連絡を受けた後、交換すること。

植物ゴミの処理は、可能な限りリサイクルに努めること。処分方法等により分別が必要な場合は、受託者において行うこと。また、コンテナの大きさについては指定はないが、設置コンテナ数は1個とする。

- ④ その他の古材とは、くい、さく等木製加工品である。大型ゴミとは、ロッカー、机等である。

- ⑤ 古材は、コンテナをバックヤード内に常時設置し、満杯によるコンテナ交換の連絡を受けた後、交換すること。また、大型ゴミは、適宜、直接作業車で収集すること。

- ⑥ 一般残土(土・自然石)は、バックヤード内等に集積された物を適宜、日時を調整のうえ搬出すること。

- ⑦ 一般残土(土・自然石)の搬出方法については、植物園の職員がホイルローダーにより受託者のダンプに積込み、受託者が処理場に搬出する。なお、ダンプの大きさは問わない。

- ⑧ 一般残土(土、自然石)の搬出・処分に係る数量は、処分先の計量証明書に基づくこと。よって請求に当たっては、当該計量証明書の写しを添付のこと。

- ⑨ 作業は、植物園からの要請により行うこととし、要請があれば隨時対応し、開園時間内(9時~17時)に行うこと。

- ⑩ 収集した一般廃棄物等については、法令に従って適正に処理すること。

(2) 安全対策

- ① 作業の実施に当たっては、来園者や植物園関係者への安全対策を十分に図り、周辺植物、施設等を損傷しないよう留意すること。万が一にも損害を発生させた場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。

- ② 受託者は、作業員等の安全対策等に万全を期すとともに、労務災害に対するすべての責任を負うものとする。

3 予定数量

一般ゴミ(塵芥等)	750 m ³
植物ゴミ(剪定枝、幹、竹、つる、根株等)	2,400 m ³
その他(古材・大型ゴミ等)	120 m ³
一般残土(土・自然石)	360 t